

自治基本条例策定後の市貝町まちづくり参画実践プロジェクト

コミュニティデザイン学科 研究代表者 中村祐司

研究協力者 神林泰暢、青木美緒、渡辺麻未、田中大地、昆布谷健介、村上泰貴、織笠英里、王志博、曹倩倩、鄭斯琦、王衛澤

本事業の概要と2018年12月7日に成立した「サシバの里いちかい基本条例」を知らせる市県町のホームページ

自治基本条例成立を見据え、自治基本条例を作りっぱなしで終わらせるのではなく、その一つ一つの内容の実施局面に目を向けようとした。市貝町は、学生をメンバーとして加えた形での自治基本条例推進会議の立ち上げを予定しており、市貝町の自治基本条例策定後のまちづくりの活動実践に参画することを通じて、大学と地域の連携活動の一層の推進を図ろうとした。

市貝町議会への説明や町議会の要請で地域懇談会が開催された等により、自治基本条例案の成立（2018年12月6日）が当初の予定よりも大幅に遅れたものの、2019年4月施行に向けた年度内の本事業の実施が可能となった。そして、2019年1月28日には宇都宮大学陽東キャンパスにおいて「サシバの里いちかい基本条例推進ミーティング」が実施された。

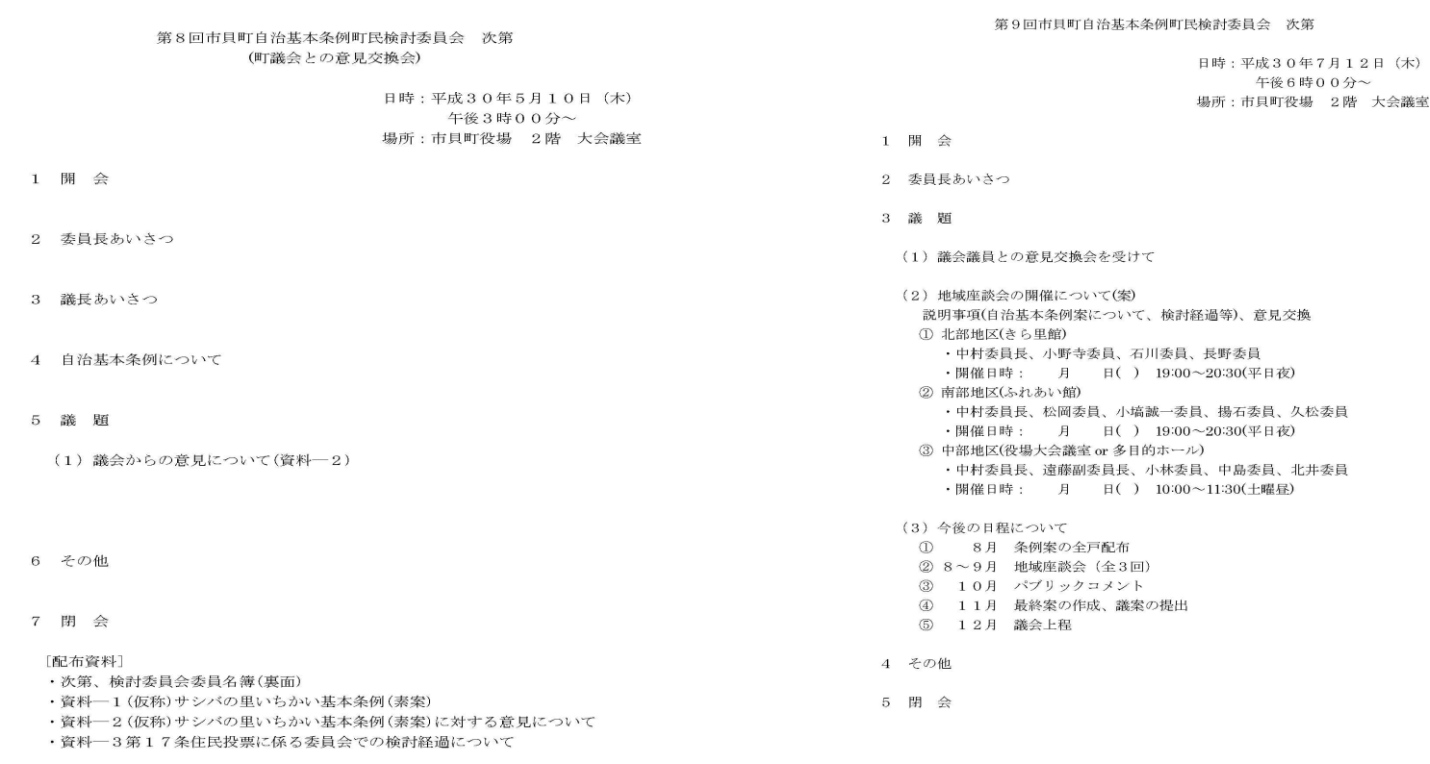
それ以前の町議会との調整のプロセスにおいて、第5回から第11回の市貝町自治基本条例町民検討委員会（各々、2018年5月10日、同年7月12日、8月7日、11月6日に開催）、3回に及んだ地域座談会（2018年9月13日、同19日、同20日）が開催された。また、自治基本条例成立日には、研究協力者2名が議会を傍聴し貴重な経験を得た。

上記委員会等のすべてに申請代表者は参画し、研究協力者も議会議傍聴や上記ミーティングにおける助言提供という形で本プロジェクトに関わった。市貝町では2019年度に学生を巻き込んだ形での自治基本条例推進会議の複数開催を予定している。



第8回（2018年5月10日）、第9回（同年7月12日）第10回（同年8月7日）、第11回（同年11月6日）に開催した市貝町自治基本条例町民検討委員会の次第。

サシバの写真（市貝町提供）



地域懇談会（2018年9月13日、同19日、同20日）、平成30年市貝町議会定例会議事日程、傍聴の心得、2018年12

いちかいのまちづくりについて話し合う

地域座談会

～みんなでつくる自治基本条例～

「市町自治基本条例町民検討委員会」では、町民主体のまちづくりを進めていくため、平成28年6月から自治基本条例の制定に向け取り組みを進めてきました。

この度、町民のみなさんのご意見などを反映させつくりあげた、条例(案)を町内全戸に配布します。

検討委員会では、みなさんに「自治基本条例」とは何か？知っていただくため、また、私たちが考えた条例(案)に対し、直接意見を交換する場として、町内3地区で地域座談会を開催しますので、是非みなさんの声をお聞かせください。

開 催 日		会 場
第1回	9月13日(木)	きら里館(杉山)
第2回	9月19日(水)	ふれあい館(赤羽)
第3回	9月20日(木)	役場多目的ホール(市塚)
時 間	19:00~20:30	
お住いの地区に関わらず、どの回でもご参加いただけます。		

主 催 市貝町自治基本条例町民検討委員会
問合せ 市貝町企画振興課（☎68-1110）

平成30年第5回市貝町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年12月6日(木)午前10時開議

- 第 1 議案の取扱いについて
- 第 2 議案第48号 サンパの里いちがい基本条例の制定について
- 第 3 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第50号 平成30年度市町貝一般会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第51号 平成30年度市町貝国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第52号 市町貝議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について
- 第 7 議案第53号 市町貝長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第54号 市町貝議員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 9 議案第55号 平成30年度市町貝一般会計補正予算（第4号）
- 第 10 発案第 1号 地域防災についての提言
- 第 11 第1節 第 5号 消防移転の環境整備をもとめる意見書の採択を求める陳情書
- 第 12 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 第 14 議会広報編集集刊選定委員会の閉会中の継続調査の件

傍聴の心得

市貝町議会傍聴規則抜粋

(傍聴席に入ることができない者)

- 第 4 条 次に該当する者は、傍聴席に入るとはできない。
- (1) 銃器、棒その他の刃先に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 強い振、揺、指示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
 - (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘアベルトの類を着用し、又は持携している者
 - (4) ラジオ、携帯電話、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機などを携帯している者。ただし、第 9 条の規定により、撮影又は録音することの議長の許可を得た者は例外とする。
 - (5) 笛、フラ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下着、マメ装サングラスの類を携帯している者
 - (7) 酒気を含んでいると認められる者
 - (8) 異状な服装をしている者
 - (9) その他議長の許可を得たことと認うに足る顕著な事情が認められる者
- 第 5 条 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第 1 号から第 5 号までに規定する物品を携帯しているかを質問させることができる。
- 第 6 条 議長は、前項の質問を定ける者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 第 7 条 児童及び幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

サシバの里いちかい基本条例推進ミーティングの開催（2019年1月28日）
場所：宇都宮大学陽東キャンパス11号館2階地域デザインスタジオ

宇都宮大学行政学研究室メンバー10名、市貝町自治基本条例検討委員会委員・部会委員6名、市貝町企画振興課職員7名が参加。
(本会議の開催にあたっては、「大学施設を活用したローカルコモンズ空間創出プロジェクトー世代間の知見交流の場づくりー」として、宇都宮大学地域創生推進機構による支援も獲得)

